

富山県眺望景観保全指針

令和4年3月

富山県

はじめに

富山県は、雪を頂く雄大な立山連峰、緑豊かな砺波平野等の散居村、世界遺産に登録された五箇山の合掌造り集落など我が国を代表する景観のほか、大きく広がる田園、河川や水路、海や渚、あるいは歴史や文化に彩られた伝統的な町並みなど、多様で個性ある景観に恵まれています。

こうした優れた景観は、先人から受け継いだ誇りある県民共有の貴重な財産であり、次代に伝えていくことが、現在に生きる私たちに与えられた課題と考えています。

このため、県では、県民の皆様の景観づくりへの関心や意欲を高めていただくためのフォーラム等の開催、公共事業景観づくり指針を踏まえた先導的な事業の実施、県内の大規模行為や景観づくり重点地域における特定行為に対する指導・助言など景観づくりを推進する各種施策に取り組んでいます。

なかでも、優れた景観を眺望できる地点「とやまビューポイント」（富山県景観条例の「ふるさと眺望点」の愛称）については、平成18年から令和3年にかけて景観審議会の議を経て60地点を指定してきており、現在、その利用の促進に向けて普及啓発を図っているところです。

そして、とやまビューポイントは、郷土への誇りと愛着を育てるだけでなく、県のイメージアップや観光資源としても活用されることが期待されることから、その眺望景観の保全の重要性に鑑み、この度、眺望景観保全指針を策定しました。

本指針は、とやまビューポイント60地点からの眺望景観について、視対象の構成要素や土地利用基本計画上の地域区分等により類型化し、土地所有者等、地域住民及び公共団体の各役割を踏まえて、土地開発や建築等の行為に対する法規制を含めた配慮すべき事項を記載しており、その他の良好な眺望景観の保全の推進にも参考となるようまとめたものです。

どうか、皆様には、とやまビューポイントに関係する土地所有者等、地域住民、市町村それぞれの立場から、ご一読いただき、ビューポイントからの眺望景観がよりよい形で次代に継承されるよう、ご協力をお願いします。

令和4年3月

富山県土木部長 江幡 光博

目 次

第 1	対象とする眺望景観	2
第 2	眺望景観の種類	4
第 3	類型別眺望景観の現況等	5
1	高台からの眺望景観	
2	自然の眺望景観	
3	まち並みの眺望景観	
4	田園の眺望景観	
5	並木の眺望景観	
6	公園内の眺望景観	
7	その他	
第 4	土地所有者等、地域住民及び公共団体の役割	15
1	土地所有者等の役割	
2	地域住民の役割	
3	公共団体の役割	
第 5	各眺望景観の関係者の配慮事項	17
1	高台からの眺望景観	
2	自然の眺望景観	
3	まち並みの眺望景観	
4	田園の眺望景観	
5	並木の眺望景観	
6	公園内の眺望景観	
7	その他	

(参考資料)

第1 対象とする眺望景観

本指針が対象とする眺望景観は、富山県景観条例第37条第1項の規定に基づき指定された「ふるさと眺望点」（愛称「とやまビューポイント」。以下「ビューポイント」という。）からのものとします。

とやまビューポイント（60地点）一覧

地域	名称	指定年	所在市町村
新川地域 (10地点)	1 「ヒスイ海岸」の「渚」	H19	朝日町
	2 「城山公園」から見る「富山湾」	H18	〃
	3 「あさひ舟川」の「春の四重奏」	R3	〃
	4 「杉沢の沢スギ」の「樹林」	R3	入善町
	5 「黒部港北防波堤灯台」から見る「生地集落」	H22	黒部市
	6 「黒部峡谷山彦橋」から見る「新山彦橋」	R3	〃
	7 「猿飛峡展望台」から見る「黒部峡谷」	H18	〃
	8 「ありそドーム展望塔」から見る「僧ヶ岳」	H19	魚津市
	9 「大町海岸公園」から見る「蟹気楼」	R3	〃
	10 「東山円筒分水槽」から見る「田園」	R3	〃
富山地域 (25地点)	11 「観光船」から見る「ホタルイカ群遊海面」	R3	滑川市
	12 「眼目山立山寺参道」の「栂並木」	R3	上市町
	13 「伊折橋」から見る「劔岳」	H18	〃
	14 「芳見橋」から見る「本宮砂防堰堤」	R3	立山町・富山市
	15 「芦峯寺」の「布橋」	R3	立山町
	16 「滝見台園地」から見る「称名滝」	H18	〃
	17 「弥陀ヶ原」の「湿原」	R3	〃
	18 「室堂平」の「雪の大谷」	R3	〃
	19 「室堂みくりが池」から見る「立山三山」	H18	〃
	20 「黒部ダム展望台」から見る「くろよん」	R3	〃
	21 「岩瀬地区（大町・新川通り）」の「廻船問屋の家並み」	H22	富山市
	22 「富岩運河環水公園」から見る「富山市街」	H22	〃
	23 「天門橋」から見る「富山県美術館と富岩運河」	R3	〃
	24 「松川べり」の「桜並木」	H19	〃
	25 「大手モール」から見る「富山城」	R3	〃
	26 「富山縣護國神社前」の「銀杏並木」	R3	〃
	27 「呉羽山展望台」から見る「立山連峰と富山市街」	H18	〃

	28	くれはきゅうりょう なしぼたけ 「呉羽丘陵」の「梨畑」	R3	〃
	29	じょうさいようすい さくらなみき 「常西用水プロムナード」の「桜並木」	R3	〃
	30	ありみねこ こうよう 「有峰湖」の「紅葉」	H19	〃
	31	とやまけんちゅうおうしよくぶつえん さくらなみき 「富山県中央植物園」の「桜並木」	R3	〃
	32	じんづうがわ つつみ しお せんぼんさくら なみき 「神通川さくら堤と塩の千本桜」の「並木」	H19	〃
	33	すわ まちほんどお まちな 「諏訪町本通り」の「町並み」	H22	〃
	34	やつお さか いしがき まちな 「八尾」の「坂と石垣の町並み」	R3	〃
	35	みのり たなだ 「三乗」の「棚田」	R3	〃
高岡・射水 地域 (12地点)	36	かいおうまる しんすいごがん 「海王丸パーク親水護岸」から見る「ベイエリア」	H18	射水市
	37	うちかわ そ まちな 「内川沿い」の「町並み」	H22	〃
	38	よしひさ まちな 「吉久」の「町並み」	R3	高岡市
	39	あまはらしかいがん めいわ たてやまれんぼう 「雨晴海岸」から見る「女岩と立山連峰」	H18	〃
	40	ふたがみやましるやまえんち たてやまれんぼう 「二上山城山園地」から見る「立山連峰」	H18	〃
	41	たかおかこじょうこうえん ほり こうよう 「高岡古城公園」の「お濠の紅葉」	H19	〃
	42	かたはらまちこうさてん たかおかみくるまやまつり 「片原町交差点」で見る「高岡御車山祭」	R3	〃
	43	かなやまち まちな 「金屋町」の「町並み」	H22	〃
	44	ずいりゅうじもんぜん はつちようみち 「瑞龍寺門前」から見る「八丁道」	R3	〃
	45	ひみぎょこう 「氷見漁港」の「けあらし」	H19	氷見市
46	あお たてやまれんぼう 「阿尾」から見る「立山連峰」	R3	〃	
47	なだらかいがん あぶがしま 「灘浦海岸」から見る「虹ヶ島」	R3	〃	
砺波地域 (13地点)	48	みやじまきょう いち たき 「宮島峡」の「一の滝」	R3	小矢部市
	49	くりからとうげ こうよう 「倶利伽羅峠」の「紅葉」	H19	〃
	50	チューリップタワーから見る はな ちじょうえ 「チューリップタワー」から見る「花の地上絵」	R3	砺波市
	51	らんじょう もり えん 「頼成の森」の「ハナショウブ苑」	H19	〃
	52	ゆめ たいら じょう ぼたけ 「となみ夢の平スキー場」の「コスモス畑」	R3	〃
	53	さんきよそんてんぼうだい となみへいや 「散居村展望台」から見る「砺波平野」	H18	〃
	54	しょうがわきょう ゆきげしき 「庄川峡」の「雪景色」	H19	〃
	55	かんじょうじこうえん さんきよそん 「閑乗寺公園」から見る「散居村」	H19	南砺市
	56	ずいせんじもんぜん ようかまちどお 「瑞泉寺門前」の「八日町通り」	H22	〃
	57	じょうはないままちどお どぞうぐん 「城端今町通り」の「土蔵群」	R3	〃
	58	たかみねやまてんぼうだい きた 「高峰山展望台」から見る「北アルプス」	H18	〃
	59	あいのくら がっしょうづく しゅうらく 「相倉」の「合掌造り集落」	H22	〃
	60	すがぬま がっしょうづく しゅうらく 「菅沼」の「合掌造り集落」	R3	〃

第2 眺望景観の種類

ビューポイントからの眺望景観は、視点場から視対象までの遠近、視対象の景観の構成要素や土地利用基本計画上の地域区分により、次のとおり類型化できると考えられます。

	視対象までの遠近	視対象の景観の構成要素	視対象の土地利用基本計画上の地域区分
高台からの眺望景観 高台から遠方まで見渡すことができる景観。	遠景	山並み、平野、海	農業地域、都市地域、森林地域、自然公園地域
自然の眺望景観 海岸、森林など自然を中心とした景観。	近景、中景、遠景	海岸、河川、森林、山並み等	自然公園地域、自然保全地域、森林地域
構造物がアクセントとなっているもの。	(同上)	(同上) + 橋、堰堤等	(同上)
まち並みの眺望景観 家屋等が立ち並んでいる又は集まっている景観。	近景	家並み、建物	都市地域、農業地域
田園の眺望景観 田畑等を広く見渡すことができる景観。	近景、中景、遠景	田畑、果樹園	農業地域、森林地域
並木の眺望景観 桜や銀杏などの並木を中心とした景観。	近景、中景	並木	都市地域、農業地域
公園内の眺望景観 都市公園等内の植物や構造物を中心とした景観。	近景	花、緑、水、構造物	都市地域、森林地域
その他 自然現象や祭等の景観。	近景、中景、遠景	自然現象、祭、光等	—

【視対象までの遠近の説明】

・木々の茂り具合や建築物の外壁等の素材が分かる。



近景

・樹木や建物等の景観の構成要素が分かる。



中景

・空と山や海が一体となっている。



遠景

～ 400m程度 ～

～ 2.5km程度 ～

第3 類型別眺望景観の現況等

類型別のビューポイントの眺望景観の現況並びに視点場の位置及び視対象が属する地域区分等は、次のとおりです。

1 高台からの眺望景観

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
① 城山公園 から見る 富山湾 【朝日町】		視点場：朝日町城山山地内（標高：248m） （朝日県立自然公園） （県指定史跡（宮崎城跡）） 視対象：都市地域（泊市街） 農業地域（農業振興地域） 森林地域（神通川森林計画区）
② ありそドーム展望塔 から見る 僧ヶ岳 【魚津市】		視点場：魚津市北鬼江地内（標高：約46m） （市管理施設） 視対象：都市地域（魚津市街） 森林地域（神通川森林計画区）
③ 呉羽山展望台 から見る 立山連峰と富山市街 【富山市】		視点場：富山市安養坊地内（標高：77m） （呉羽山風致地区、呉羽丘陵県定公園） 視対象：都市地域（富山市街） 森林地域（神通川森林計画区） 自然公園地域（中部山岳国立公園）
④ 二上山城山園地 から見る 立山連峰 【高岡市】		視点場：高岡市東海老坂地内（標高：259m） （能登半島国定公園、二上山風致地区） 視対象：都市地域（高岡・新湊市街） 森林地域（庄川森林計画区） 自然公園地域（中部山岳国立公園）
⑤ 散居村展望台 から見る 砺波平野 【砺波市】		視点場：砺波市五谷地内（標高：433m） （夢の平県定公園） 視対象：農業地域（農業振興地域） 都市地域 市指定散居景観区域 森林地域（庄川森林計画区）
⑥ 閑乗寺公園 から見る 散居村 【南砺市】		視点場：南砺市閑乗寺地内（標高：約300m） （八乙女山・閑乗寺県定公園） 視対象：農業地域（農業振興地域） 都市地域 森林地域（庄川森林計画区）

2 自然の眺望景観

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
① ヒスイ海岸 の 渚 【朝日町】		視点場：朝日町宮崎地内 視対象：自然公園地域（朝日県立自然公園） 森林地域（神通川森林計画区）
② 杉沢の沢スギ の 樹林 【入善町】		視点場：入善町吉原地内 視対象：自然保全地域（杉沢自然環境保全地域） 国指定天然記念物（杉沢の沢スギ）
③ 猿飛峡展望台 から見る 黒部峡谷 【黒部市】		視点場：黒部市宇奈月町黒部奥山国有林地内 視対象：自然公園地域（中部山岳国立公園） 森林地域（国有林） 河川区域 国指定特別名勝・特別天然記念物（黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山）
④ 伊折橋 から見る 劔岳 【上市町】		視点場：上市町蓬沢・伊折地内 （県管理道路施設） 視対象：森林地域（神通川森林計画区） 自然公園地域（中部山岳国立公園） 河川区域
⑤ 滝見台園地 から見る 称名滝 【立山町】		視点場：立山町芦峯寺地内 視対象：自然公園地域（中部山岳国立公園） 森林地域（国有林） 国指定名勝・天然記念物（称名滝）
⑥ 弥陀ヶ原 の 湿原 【立山町】		視点場：立山町芦峯寺地内 視対象：自然公園地域（中部山岳国立公園） 森林地域（国有林） ラムサール条約湿地
⑦ 室堂みくりが池 から見る 立山三山 【立山町】		視点場：立山町芦峯寺地内 視対象：自然公園地域（中部山岳国立公園） 森林地域（国有林） 県指定史跡・名勝・天然記念物（称名滝と その流域 罌城壁 称名滝 称名廊下 地蔵谷 みくりが池）

とやまビューポイントの名称	現 況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
⑧ 雨晴海岸 から見る 女岩と立山連峰 【高岡市】		視点場：高岡市太田地内 視対象：自然公園地域（能登半島国立公園、中部山岳国立公園） 国指定名勝（おくのほそ道の風景地－有磯海－）
⑨ 阿尾 から見る 立山連峰 【氷見市】		視点場：氷見市阿尾地内 視対象：自然公園地域（能登半島国立公園、中部山岳国立公園） 県指定史跡（阿尾城跡）
⑩ 灘浦海岸 から見る 虻ヶ島 【氷見市】		視点場：氷見市中田地内 視対象：自然公園地域（能登半島国立公園） 県指定名勝・天然記念物（虻ヶ島とその周辺）
⑪ 宮島峡 の 一の滝 【小矢部市】		視点場：小矢部市名ヶ滝地内 視対象：森林地域（庄川森林計画区） 稲葉山・宮島峡県定公園 河川区域 県指定天然記念物（宮島峡一の滝とおうけつ群）
⑫ 俱利伽羅峠 の 紅葉 【小矢部市】		視点場：小矢部市松永地内 （市管理施設） 視対象：森林地域（庄川森林計画区） 俱利伽羅県定公園
⑬ 庄川峡 の 雪景色 【砺波市】		視点場：砺波市庄川町小牧地内 視対象：森林地域（庄川森林計画区） 庄川峡県定公園 河川区域 国登録有形文化財（小牧ダム）
⑭ 高峰山展望台 から見る 北アルプス 【南砺市】		視点場：南砺市利賀地内 （市管理施設） 視対象：森林地域（庄川森林計画区） 自然公園地域（中部山岳国立公園）

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>⑮ 黒部峡谷山彦橋 から見る 新山彦橋</p> <p>【黒部市】</p>		<p>視点場：黒部市宇奈月温泉地内 (市管理橋梁)</p> <p>視対象：森林地域(神通川森林計画区) 河川区域 橋(新山彦橋)</p>
<p>⑯ 芳見橋 から見る 本宮砂防堰堤</p> <p>【立山町・富山市】</p>		<p>視点場：立山町芦峯寺・富山市小見地内 (県管理橋梁)</p> <p>視対象：森林地域(神通川森林計画区) 自然公園地域(中部山岳国立公園) 県景観づくり重点地域 河川区域 国指定有形文化財(常願寺川砂防施設(本宮堰堤等))</p>
<p>⑰ 芦峯寺 の 布橋</p> <p>【立山町】</p>		<p>視点場：立山町芦峯寺地内</p> <p>視対象：森林地域(神通川森林計画区) 県景観づくり重点地域 橋(布橋)</p>
<p>⑱ 黒部ダム展望台 から見る くろよん</p> <p>【立山町】</p>		<p>視点場：立山町芦峯寺地内 (電力会社管理施設)</p> <p>視対象：自然公園地域(中部山岳国立公園) 森林地域(国有林) 堰堤等(黒部ダム、黒部湖)</p>
<p>⑲ 有峰湖 の 紅葉</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市有峰地内</p> <p>視対象：自然公園地域(有峰県立自然公園) 森林地域(神通川森林計画区) 堰堤等(有峰ダム、有峰湖)</p>

3 まち並みの眺望景観

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>① 黒部港北防波堤灯台 から見る 生地集落</p> <p>【黒部市】</p>		<p>視点場：黒部市生地地内 (県管理漁港施設)</p> <p>視対象：都市地域 (生地市街・第一種住居地域)</p>
<p>② 岩瀬地区(大町・新川通り) の 廻船問屋の家並み</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市東岩瀬町地内</p> <p>視対象：都市地域 (東岩瀬町市街・近隣商業地域) 国指定有形文化財(旧森家住宅) 国登録有形文化財(旧馬場家住宅主屋等)</p>
<p>③ 富岩運河環水公園 から見る 富山市街</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市湊入船町地内 (県管理公園施設)</p> <p>視対象：都市地域 (とやま都市 MIRAI 地区地区計画区域・商業地域)</p>
<p>④ 天門橋 から見る 富山県美術館と富岩運河</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市湊入船町地内 (県管理公園施設)</p> <p>視対象：都市地域 (都市公園)</p>
<p>⑤ 大手モール から見る 富山城</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市大手町地内</p> <p>視対象：都市地域 (富山城址風致地区、商業地域) 市景観まちづくり推進区域 国登録有形文化財(富山市郷土博物館(富山城))</p>
<p>⑥ 諏訪町本通り の 町並み</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市八尾町諏訪町地内</p> <p>視対象：都市地域 (近隣商業地域) 市景観まちづくり推進区域</p>
<p>⑦ 八尾 の 坂と石垣の町並み</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市八尾町西町地内</p> <p>視対象：都市地域(近隣商業地域・第一種住居地域) 市景観まちづくり推進区域</p>

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
⑧ 内川沿いの町並み 【射水市】		視点場：射水市八幡町・立町等市内 （市管理橋梁） 視対象：都市地域（第1種住居地域・近隣商業地域・商業地域） 河川区域
⑨ 吉久の町並み 【高岡市】		視点場：高岡市吉久地内 視対象：都市地域（準工業地域） 国選定重要伝統的建造物群保存地区 国登録有形文化財（能松家住宅主屋、有藤家住宅、丸谷家住宅主屋等）
⑩ 金屋町の町並み 【高岡市】		視点場：高岡市金屋町地内 視対象：都市地域（準工業地域・近隣商業地域） 国選定重要伝統的建造物群保存地区
⑪ 瑞泉寺門前の八日町通り 【南砺市】		視点場：南砺市井波地内 視対象：都市地域（近隣商業地域） 景観づくり住民協定地区 森林地域（庄川森林計画区） 八乙女山・閑乗寺県定公園 国登録有形文化財（齋賀家住宅主屋、土蔵）
⑫ 城端今町通りの土蔵群 【南砺市】		視点場：南砺市城端地内 視対象：都市地域（近隣商業地域） 国登録有形文化財（旧野村家住宅一番蔵、二番蔵、雑蔵）
⑬ 相倉の合掌造り集落 【南砺市】		視点場：南砺市相倉地内 視対象：農業地域（農業振興地域） 森林地域（庄川森林計画区） 自然公園地域（五箇山県立自然公園） 世界遺産（白川郷・五箇山の合掌造り集落） 国選定重要伝統的建造物群保存地区 国指定史跡（越中五箇山相倉集落）
⑭ 菅沼の合掌造り集落 【南砺市】		視点場：南砺市菅沼地内 視対象：農業地域（農業振興地域） 森林地域（庄川森林計画区） 自然公園地域（五箇山県立自然公園） 世界遺産（白川郷・五箇山の合掌造り集落） 国選定重要伝統的建造物群保存地区 国指定史跡（越中五箇山菅沼集落）

4 田園の眺望景観

とやまビューポイントの名称	現 況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>① あさひ舟川 の 春の四重奏</p> <p>【朝日町】</p>		<p>視点場：朝日町舟川新地内</p> <p>視対象：農業地域（農業振興地域） 自然公園地域（朝日県立自然公園、中部山岳国立公園）</p>
<p>② 東山円筒分水槽 から見る 田園</p> <p>【魚津市】</p>		<p>視点場：魚津市東山地内</p> <p>視対象：農業地域（農業振興地域） 国登録有形文化財（東山円筒分水槽）</p>
<p>③ 呉羽丘陵 の 梨畑</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市吉作地内</p> <p>視対象：農業地域（農業振興地域）</p>
<p>④ 三乗 の 棚田</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市八尾町乗嶺地内</p> <p>視対象：農業地域（農業振興地域） 森林地域（神通川森林計画区）</p>

5 並木の眺望景観

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>① 眼目山立山寺参道 の 榎並木</p> <p>【上市町】</p>		<p>視点場：上市町眼目地内</p> <p>視対象：大岩眼目県定公園 県指定天然記念物(立山寺参道のとが並木) 寺院管理樹木</p>
<p>② 松川べり の 桜並木</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市安住町等内</p> <p>視対象：都市地域（富山城址風致地区） 河川区域 国登録有形文化財（桜橋） 市管理樹木</p>
<p>③ 富山縣護國神社前 の 銀杏並木</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市鹿島町地内</p> <p>視対象：都市地域 市管理樹木</p>
<p>④ 常西用水プロムナード の 桜並木</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市上滝地内</p> <p>視対象：土地改良区管理樹木・用水</p>
<p>⑤ 神通川さくら堤と塩の千本桜 の 並木</p> <p>【富山市】</p>		<p>視点場：富山市八尾町西神通地内</p> <p>視対象：河川区域 市管理樹木</p>
<p>⑥ 瑞龍寺門前 から見る 八丁道</p> <p>【高岡市】</p>		<p>視点場：高岡市寺町地内</p> <p>視対象：都市地域 市管理樹木 国指定史跡（加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所））</p>

6 公園内の眺望景観

とやまビューポイントの名称	現況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>① 富山県中央植物園 の 桜並木</p> <p style="text-align: right;">【富山市】</p>		<p>視点場：富山市婦中町上轡田地内 (富山県中央植物園)</p> <p>視対象：都市地域 県管理施設</p>
<p>② 海王丸パーク親水護岸 から見る ベイエリア</p> <p style="text-align: right;">【射水市】</p>		<p>視点場：射水市海王町地内 (海王丸パーク)</p> <p>視対象：都市地域 県管理公園施設</p>
<p>③ 高岡古城公園 の お濠の紅葉</p> <p style="text-align: right;">【高岡市】</p>		<p>視点場：高岡市本丸町・古城地内 (高岡古城公園)</p> <p>視対象：都市地域(高岡公園風致地区) 高岡古城県定公園 国指定史跡(高岡城跡) 市管理公園施設</p>
<p>④ チューリップタワー から見る 花の地上絵</p> <p style="text-align: right;">【砺波市】</p>		<p>視点場：砺波市花園町地内 (となみチューリップ公園)</p> <p>視対象：市管理公園施設</p>
<p>⑤ 頼成の森 の ハナショウブ苑</p> <p style="text-align: right;">【砺波市】</p>		<p>視点場：砺波市頼成地内 (県民公園頼成の森)</p> <p>視対象：自然風致公園 森林地域 県管理公園施設</p>
<p>⑥ となみ夢の平スキー場 の コスモス畑</p> <p style="text-align: right;">【砺波市】</p>		<p>視点場：砺波市五谷地内 (となみ夢の平スキー場)</p> <p>視対象：夢の平県定公園 森林地域 市管理施設</p>

7 その他

とやまビューポイントの名称	現 況	視点場の位置及び視対象が属する地域区分等
<p>① 大町海岸公園 から見る 蟹気楼</p> <p>【魚津市】</p>		<p>視点場：魚津市本町地内 (大町海岸公園) 国登録記念物(魚津浦の蟹気楼(御旅屋跡))</p> <p>視対象：魚津市沖 (海上)</p>
<p>② 観光船 から見る ホタルイカ群遊海面</p> <p>【滑川市】</p>		<p>視点場：滑川市沖 (海上)</p> <p>視対象：国指定特別天然記念物 (ホタルイカ群遊海面)</p>
<p>③ 室堂平 の 雪の大谷</p> <p>【立山町】</p>		<p>視点場：立山町芦峯寺地内</p> <p>視対象：自然公園地域 (中部山岳国立公園)</p>
<p>④ 片原町交差点 で見る 高岡御車山祭</p> <p>【高岡市】</p>		<p>視点場：高岡市片原町等地内</p> <p>視対象：都市地域 ユネスコ無形文化遺産(山・鉦・屋台行事) 国指定重要有形民俗文化財(高岡御車山) 国指定重要無形民俗文化財(高岡御車山祭の御車山行事)</p>
<p>⑤ 氷見漁港 の けあらし</p> <p>【氷見市】</p>		<p>視点場：氷見市比美町地内 (県管理漁港施設)</p> <p>視対象：海上 県指定天然記念物 (唐島)</p>

第4 土地所有者等、地域住民及び公共団体の役割

ビューポイントの眺望景観の保全是、土地の開発行為等を行うことのできる土地所有者等、景観の利益を日頃から享受している地域住民、そして建築行為等に必要な制限を課すことのできる公共団体の三者が主体的に取り組むことが重要であり、それぞれの役割は次のとおりと考えられます。

1 土地所有者等の役割

事業者や住民を含め宅地や農地の所有権や賃借権を有する土地所有者等は、土地の開発行為、建築物や工作物の新築又は外観の変更等を行うことができ、当該行為は、自身だけでなく、地域住民や来訪者等にも良くも悪くも影響を与えます。

このため、事前に、関係法令や公共団体の景観計画等に適合していることを確認することはもとより、視点場からの眺望景観の変化を想定し、当該変化が著しい場合は、地域住民や公共団体と協議することが大事です。

また、草花や樹木は、四季を感じる眺望景観上重要な構成要素と考えられるので、地域住民や来訪者等からの社会的な需要に応えられるよう、適切な管理に努める必要があります。



(「あさひ舟川 の 春の四重奏」の保全活動)

2 地域住民の役割

視点場周辺の地域の住民は、意識の有無にかかわらず、眺望景観の利益を日頃から享受でき、子供たちや転入者等の地域への愛着や誇りを育むうえで恵まれた環境に居住しているといえます。

このため、地域住民は、視点場を地域起こしやまちづくりの核として容易に有効活用できることから、例えば、コミュニティビジネスに関連づけることなどにより、地域の課題解決のためにもなる、草花や樹木の栽培、清掃活動、情報発信等が継続的に行われることが望ましいです。



(「瑞龍寺門前 から見る 八丁道」の活用(フリーマーケット))

3 公共団体の役割

富山県は、景観行政の先導的な役割を果たすため、平成 15 年から景観条例を施行し、大規模な建築行為等の届出制度など各種施策に取り組んでいます。

一方、市町村では、翌年から景観法が施行されたことなどにより、6 市町において、同法に基づく景観計画の策定又は自主条例の制定を行い、建築行為等に対して一定の制限を設けています。

建築物の形態は、都市景観の構成要素として特に重要ですが、用途地域内や地区計画区域内における容積率・高さ等の建築物の必要な形態制限は市町村が都市計画で定めるものであることから、多くの市町村が景観法の景観行政団体に移行し景観計画により景観の誘導を図り各市町村の独自のまちづくりに繋げていくことが合理的です。

また、視点場又は視対象となる道路、公園、河川、海岸等の公共施設や展望塔等は、一般に公共団体が管理しているため、景観保全のための計画的な修繕等適切な維持管理が求められます。

そして、住民の生活を支える観点から、ビューポイントの情報発信等により県内外に広く普及を図っていくことが、何よりも効率的で効果的な眺望景観の保全に繋がります。

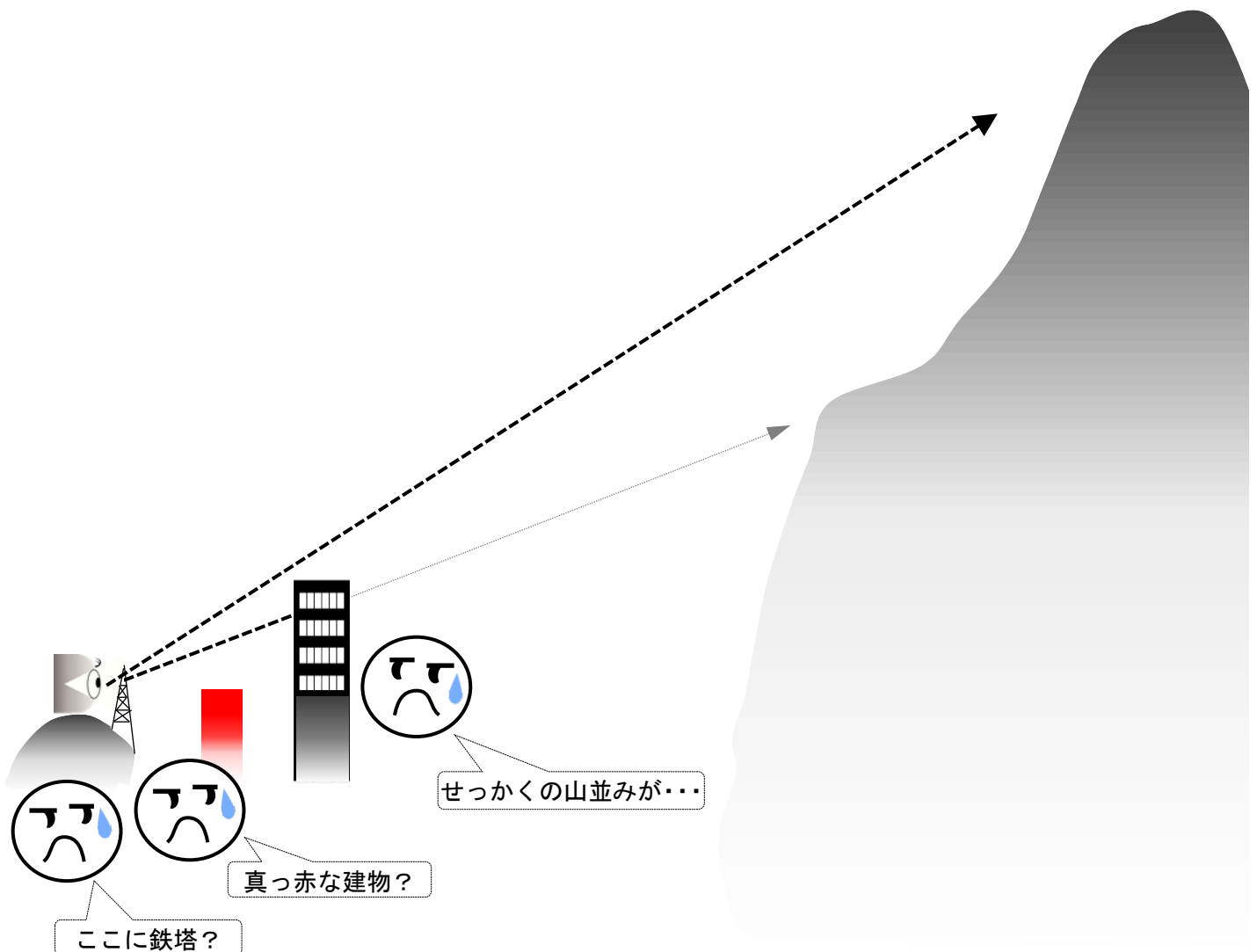
第5 各眺望景観の関係者の配慮事項

ビューポイントの眺望景観は、山並み、平野、海、河川、建物、田畑、樹木、草花などの来訪者が目を向ける対象（視対象）から構成されるものですが、ここでは、眺望を楽しむ場所（視点場）の利用を促進する観点から、視対象だけでなく視点場についても地域の関係者の配慮すべき事項を記載しています。

そして、この配慮事項には、景観保全を目的としない法令に基づき義務付けられているものや法令に基づかない任意の協力をお願いするものも含まれています。来訪者が視点場で記念写真の撮影をすることも想定し対応していただきますようお願いいたします。

1 高台からの眺望景観

里山の頂きや展望塔から望むことのできる遠くの山並みや広大な平野部等の景観。これら高台からの眺望を阻害する視点場付近の工作物の新築を控えるとともに、平野部の大規模な建築物の建築又は外観の変更等を行うときは、富山県景観条例の「大規模行為の景観づくり基準」又は関係市町村の相当基準に適合することが望まれます。また、視点場の施設等は、利活用されやすいよう、計画的な修繕等適切な維持管理が必要です。



(1) 城山公園 から見る 富山湾

ア 視点場関係

- ・視点場が朝日県立自然公園（特別地域）内にあるため、付近で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・視点場が県指定史跡「宮崎城跡」であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・平野部の大規模な建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・富山湾沿岸の森林は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



(2) ありそドーム展望塔 から見る 僧ヶ岳

ア 視点場関係

- ・視点場となる「ありそドーム」の展望塔は、窓ガラスの清掃など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・平野部の大規模な建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・僧ヶ岳麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・僧ヶ岳の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



(3) 呉羽山展望台 から見る 立山連峰と富山市街

ア 視点場関係

- ・視点場が呉羽山風致地区内にあるため、付近で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・平野部の市街地の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。
- ・立山連峰麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・立山連峰の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



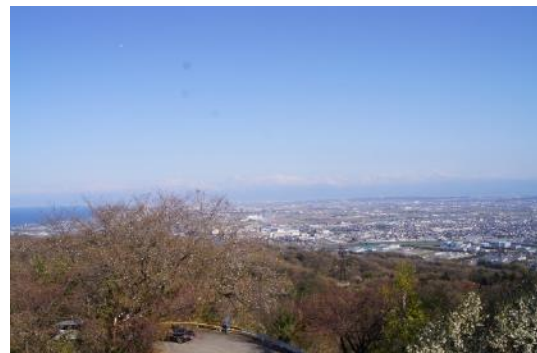
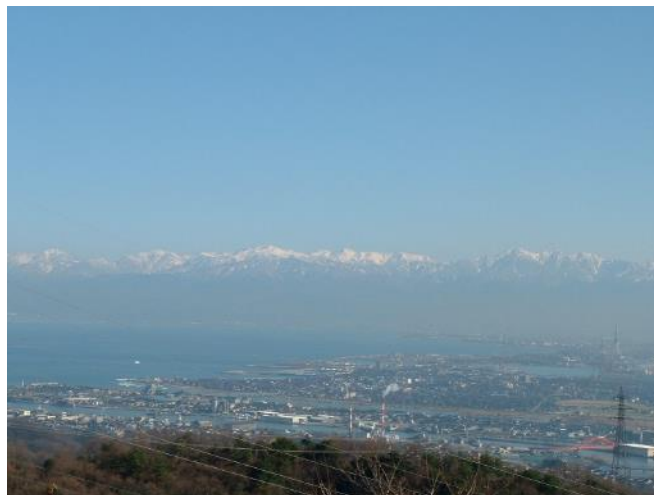
(4) 二上山城山園地 から見る 立山連峰

ア 視点場関係

- ・視点場が能登半島国定公園（特別地域）内にあるため、付近で工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・視点場が二上山風致地区内にあるため、付近で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・平野部の市街地の建築行為等は、「高岡市景観計画」中の「行為の制限に関する事項」又は「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・立山連峰の眺望が損なわれる高さの建築物を新築しないこと。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。



(5) 散居村展望台 から見る 砺波平野

ア 視点場関係

- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1ha超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場が夢の平県定公園内にあるため、付近で工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・平野部の建築行為等は、「砺波市景観まちづくり計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(6) 閑乗寺公園 から見る 散居村

ア 視点場関係

- ・視点場周辺の森林において、開発行為（1ha超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視点場が八乙女山・閑乗寺県定公園内にあるため、付近で工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。
- ・眺望が確保されるよう、視点場の樹木の枝打ち・剪定など適切な管理が行われていること。

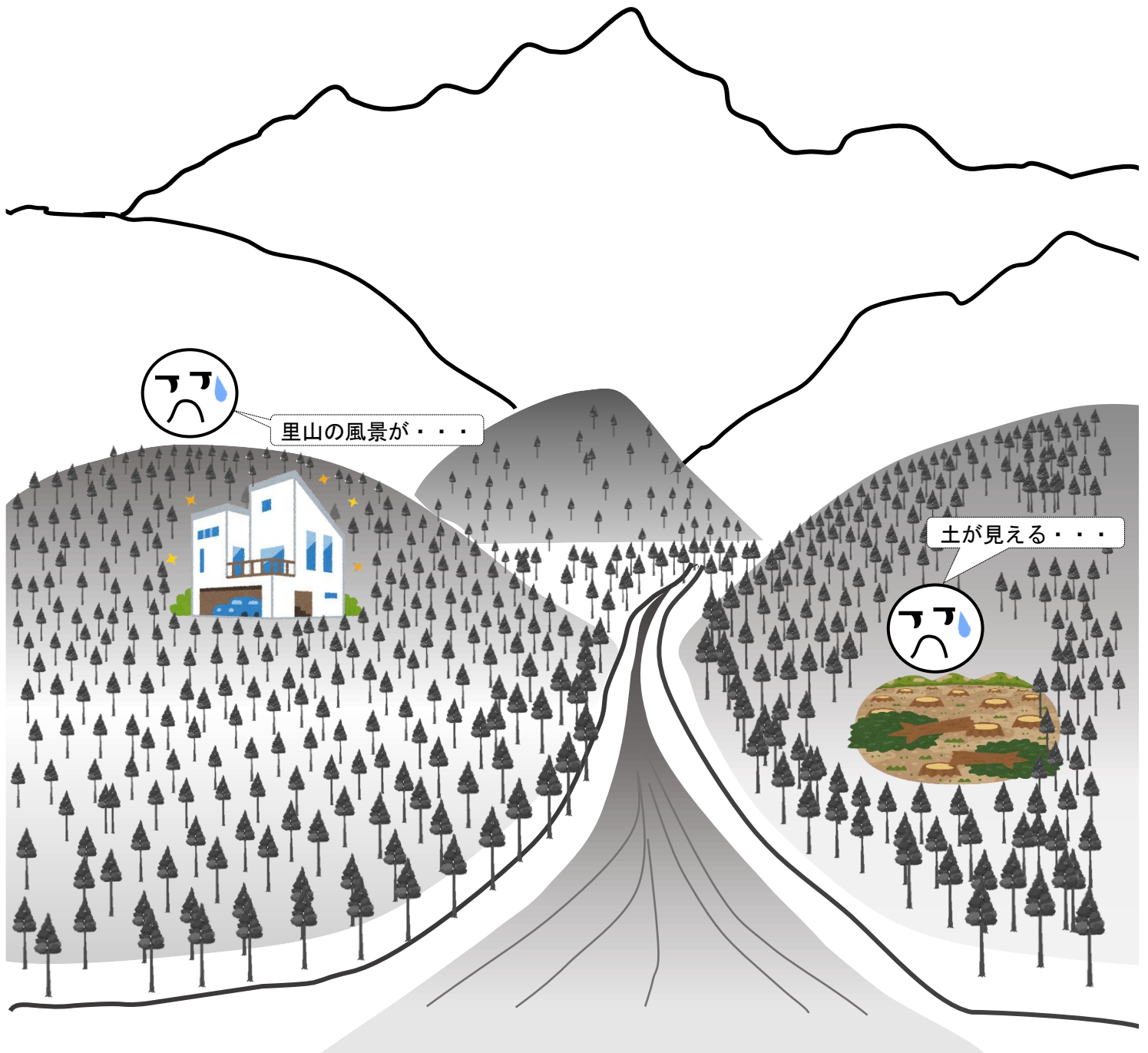
イ 視対象関係

- ・平野部で農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・平野部の建築行為等は、「富山県景観条例」の「富山県大規模行為の景観づくり基準」又は「砺波市景観まちづくり計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



2 自然の眺望景観

構成要素の全部又は高い割合が自然の景観。これら自然の眺望を阻害する工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等や森林における大規模な開発行為を控えることが必要です。



(1) ヒスイ海岸の渚

ア 視点場関係

(視点場がヒスイ海岸にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・視対象の海岸が朝日県立自然公園（特別地域）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(2) 杉沢の沢スギの樹林

ア 視点場関係

(視点場が杉沢の沢スギ内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・杉沢の沢スギは杉沢自然環境保全地域（特別地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山県自然環境保全条例」の許可を受けること。
- ・杉沢の沢スギは国指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



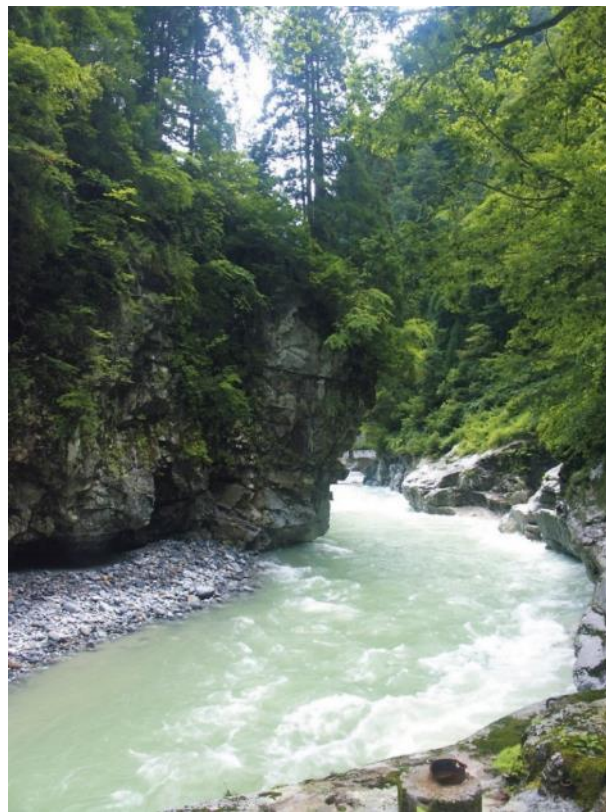
(3) 猿飛峡展望台 から見る 黒部峡谷

ア 視点場関係

(視点場が黒部峡谷内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・黒部峡谷は中部山岳国立公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・猿飛峡は国指定特別名勝・特別天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



(4) 伊折橋 から見る 剣岳

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・河川沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(5) 滝見台園地 から見る 称名滝

ア 視点場関係

(視点場が称名滝付近にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・称名滝は中部山岳国立公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・称名滝は国指定名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



(6) 弥陀ヶ原の湿原

ア 視点場関係

(視点場が弥陀ヶ原内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・湿原は中部山岳国立公園（特別地域（特別保護地区を含む。))内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。



(7) 室堂みくりが池 から見る 立山三山

ア 視点場関係

(視点場が立山三山に近いため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・立山三山周辺は中部山岳国立公園（特別地域（特別保護地区を含む。)) 内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・称名滝とその流域（悪城の壁、称名滝、称名廊下、地獄谷、みくりが池）は県指定史跡・名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。



(8) 雨晴海岸 から見る 女岩と立山連峰

ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

イ 視対象関係

- ・女岩及びその周辺は能登半島国立公園（特別地域又は普通地域）内にあるため、工
作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、特別地域内にあつて
は「自然公園法」の許可を受ける、普通地域内にあつては同法の届出を行うこと。
- ・女岩・義経岩及びその周辺は国指定名勝であるため、現状変更する場合は、「文化
財保護法」の許可を受けること。



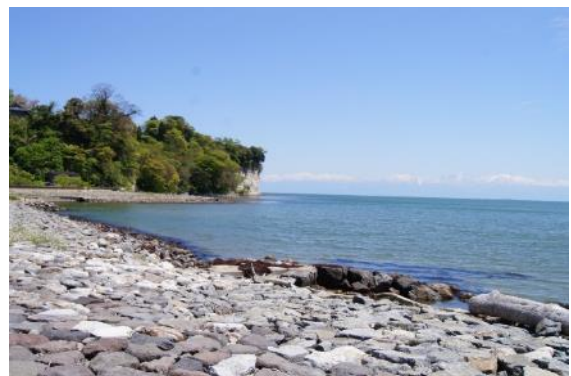
(9) 阿尾 から見る 立山連峰

ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

イ 視対象関係

- ・阿尾城跡は能登半島国定公園（特別地域）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・阿尾城跡は県指定史跡であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・阿尾城跡付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。



(10) 灘浦海岸 から見る 虻ヶ島

ア 視点場関係

- ・海岸漂着物が発生した場合は、除去されること。

イ 視対象関係

- ・虻ヶ島は能登半島国定公園（特別保護地区）内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・虻ヶ島とその周辺は県指定名勝・天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。



(11) 宮島峽 の 一の滝

ア 視点場関係

(視点場が宮島峽内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・宮島峽は稲葉山・宮島峽県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・一の滝とおうけつ群は県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・一の滝付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。



(12) 倶利伽羅峠の紅葉

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・倶利伽羅峠は倶利伽羅県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。
- ・森林景観が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。



(13) 庄川峡の雪景色

ア 視点場関係

(視点場が庄川峡内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・庄川峡の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・視対象は庄川峡県定公園内にあるため、工作物の新築等を行う場合は、身近な自然等に配慮すること。



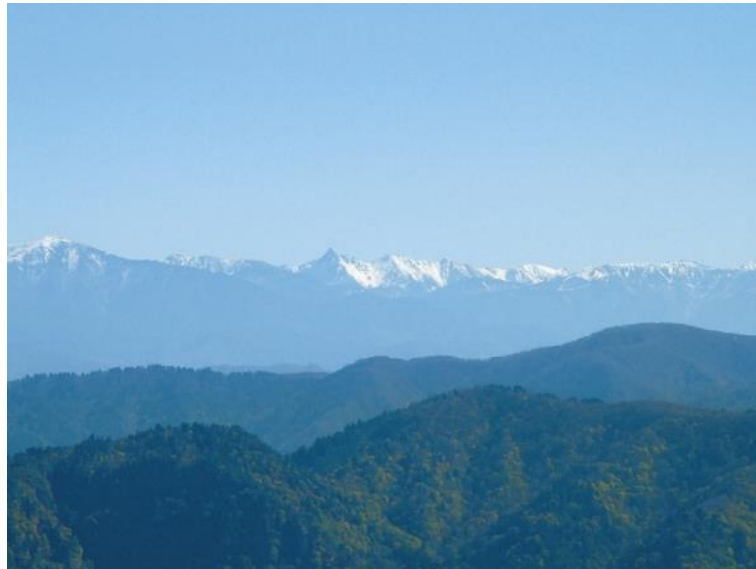
(14) 高峰山展望台 から見る 北アルプス

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・山間部の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(15) 黒部峡谷山彦橋 から見る 新山彦橋

ア 視点場関係

- ・視点場の橋梁は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・黒部峡谷の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(16) 芳見橋 から見る 本宮砂防堰堤

ア 視点場関係

(視点場は道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・河川沿岸の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・河川沿線は立山・大山地区景観づくり重点地域内であるため、河川沿線の建築行為等は、「富山県景観条例」による「立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・本宮堰堤は国指定有形文化財であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



(17) 芦岫寺の布橋

ア 視点場関係

(視点場が布橋付近にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・芦岫寺集落周辺は立山・大山地区景観づくり重点地域内であるため、建築行為等は、「富山県景観条例」による「立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準」に適合すること。
- ・布橋付近の樹木等は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。



(18) 黒部ダム展望台 から見る くらよん

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・ダム湖及びその周辺は中部山岳国立公園(特別地域)内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「自然公園法」の許可を受けること。
- ・ダム湖周辺の森林において、開発行為(1ha超)を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(19) 有峰湖の紅葉

ア 視点場関係

(視点場が有峰湖付近にあるため、視対象関係と同じ。)

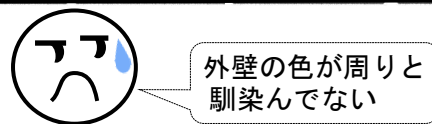
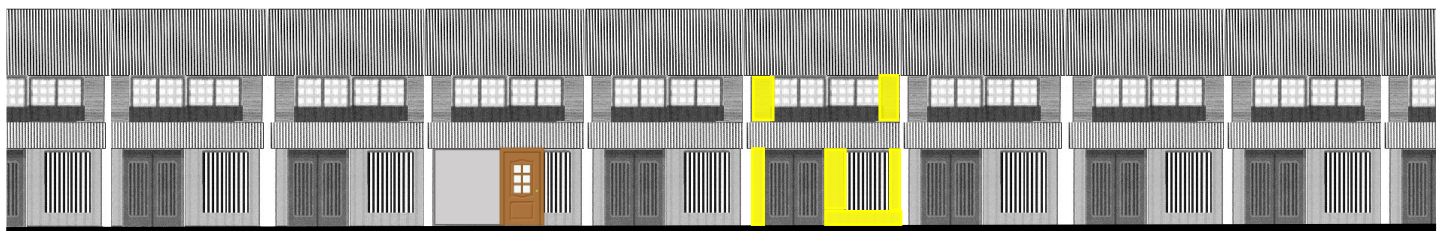
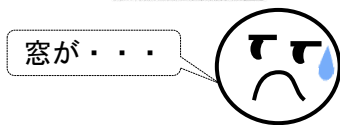
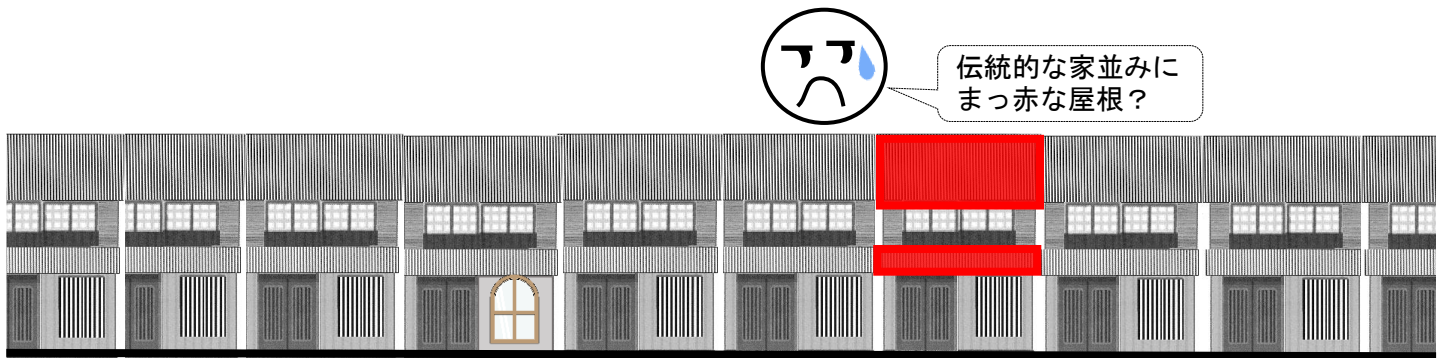
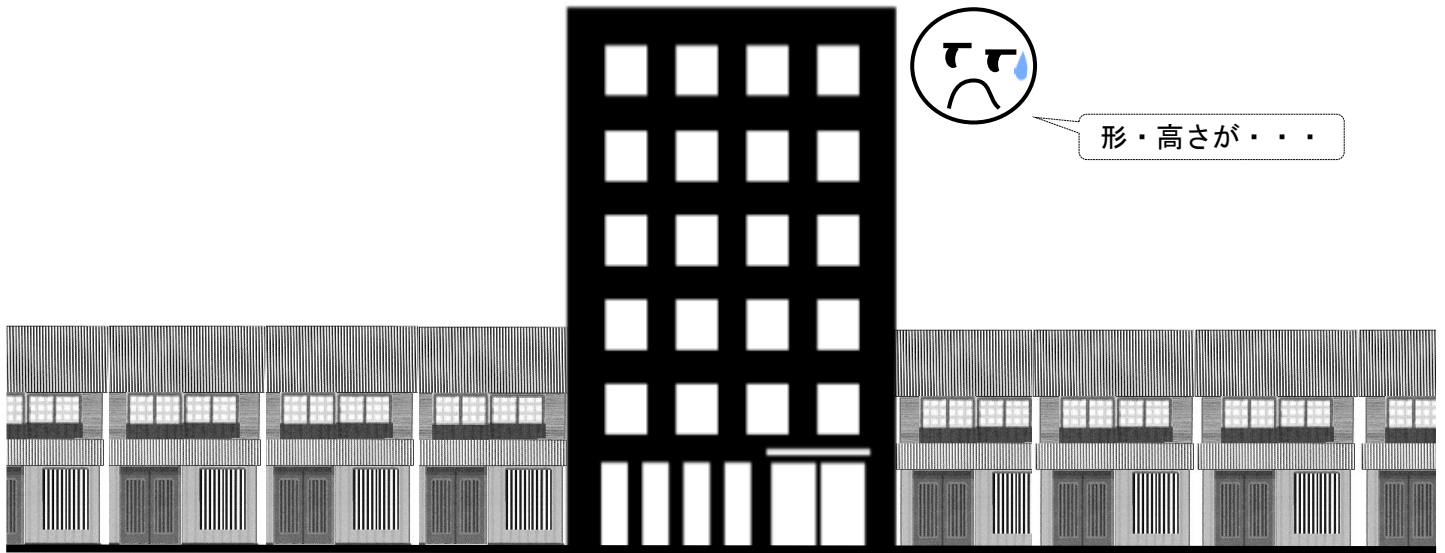
イ 視対象関係

- ・ダム湖及びその周辺は有峰県立自然公園内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県自然公園条例」の許可を受けること。
- ・ダム湖周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



3 まち並みの眺望景観

地域の特性が顕著に現れている家並み、集落又は近代的な市街の景観。これらまち並みの眺望を阻害する建築物の建築・外観変更や屋外広告物の設置等を控える必要があります。



(1) 黒部港北防波堤灯台 から見る 生地集落

ア 視点場関係

- ・ 視点場付近での工作物の新築により眺望を遮らないこと。

イ 視対象関係

- ・ 沿岸で建築を行う場合は、その建築物は、現状と同様に、階数が2以下、切妻の瓦葺き屋根のものとし、外壁等の色彩は中低彩度とすること。
- ・ 沿岸の建築物の外観を変更する場合は、外壁等の色彩は中低彩度とすること。



(2) 岩瀬地区（大町・新川通り）の廻船問屋の家並み

ア 視点場関係

（視点場が道路上であるため、特になし。）

イ 視対象関係

- ・沿道で建築等を行う場合は、富山市の旧補助制度（岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度）の補助対象基準（伝統的家屋、一般建築物等）を参考とすること。



(3) 富岩運河環水公園 から見る 富山市街

ア 視点場関係

(視点場が公園内であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・富山駅北のとやま都市 MIRAI 地区内の建築行為等は、当該地区の地区計画及び「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(4) 天門橋 から見る 富山県美術館と富岩運河

ア 視点場関係

(視点場が公園内であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・美術館周辺の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(5) 大手モール から見る 富山城

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・富山城は富山城風致地区内にあるため、地区内で建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・大手モールは富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、沿道の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。
- ・富山城は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。



(6) 諏訪町本通り の 町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし)

イ 視対象関係

- ・ 諏訪町は富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、沿道の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(7) 八尾の坂と石垣の町並み

ア 視点場関係

(視点場が視対象の地区内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・視対象となる西町等は富山市景観まちづくり推進区域内にあるため、当該区域内の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(8) 内川沿いの町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・内川沿岸で建築を行う場合は、その建築物は、現状と同様に、階数を2以下、切妻の平入で瓦葺き屋根のものとし、外壁等の色彩は中低彩度とすること。
- ・内川沿岸の建築物の外観を変更する場合は、外壁等の色彩は中低彩度とすること。



(9) 吉久の町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・吉久は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更等を行う場合は、「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」の許可を受けること。



(10) 金屋町の町並み

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・金屋町は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更等を行う場合は、「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」の許可を受けること。



(11) 瑞泉寺門前 の 八日町通り

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・八日町通りの沿道は、景観づくり住民協定地区「八日町通り人と人とのうらおいあるまちづくり協定」内にあるため、建築物の新築や外観の変更等を行う場合は、当該協定の内容を遵守すること。
- ・八乙女山の森林において、開発行為（1ha超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



(12) 城端今町通りの 土蔵群

ア 視点場関係

(視点場が道路上であるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・土蔵群（旧野村家住宅一番蔵、二番蔵、雑蔵）は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。
- ・木製外壁等が長期に保存されるよう、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。



(13) 相倉 の 合掌造り集落

ア 視点場関係

(視点場が相倉集落内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・相倉集落周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・相倉集落及びその周辺が五箇山県立自然公園（特別地区）内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・相倉集落は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更や木竹の伐採等を行う場合は、「南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例」の許可を受けること。
- ・相倉集落は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。
- ・相倉集落又はその周辺の建築行為等は、「南砺市五箇山景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(14) 菅沼 の 合掌造り集落

ア 視点場関係

(視点場が菅沼集落内にあるため、視対象関係と同じ。)

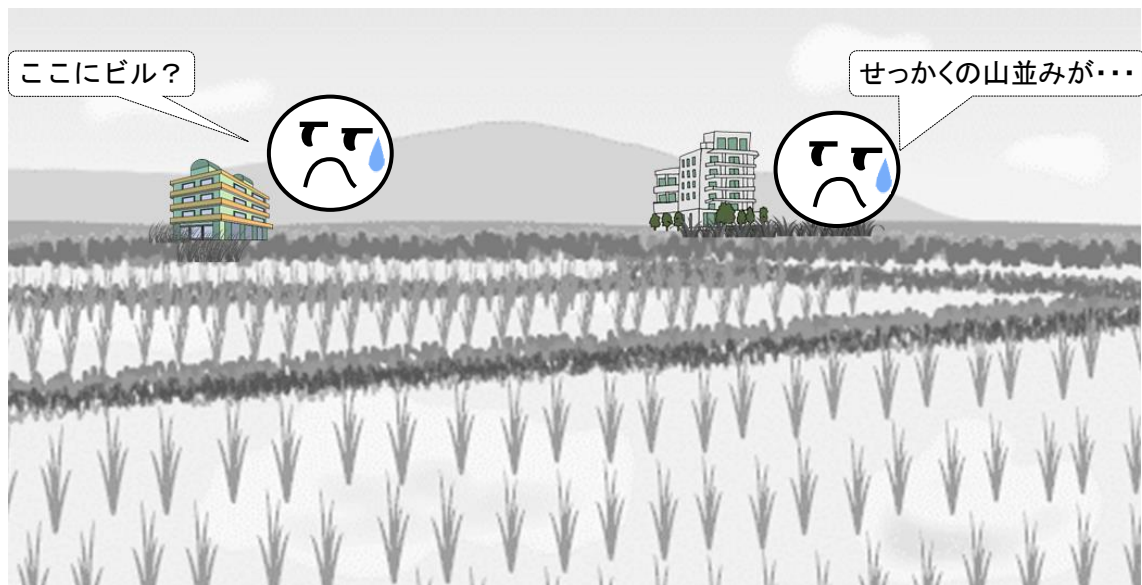
イ 視対象関係

- ・農地を農地以外のものとする場合は、「農地法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落及びその周辺が五箇山県立自然公園（特別地区）内であるため、工作物の新築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を行う場合は、「富山県立自然公園条例」の許可を受けること。
- ・菅沼集落は重要伝統的建造物群保存地区であり、建造物の外観の変更や木竹の伐採等を行う場合は、「南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例」の許可を受けること。
- ・菅沼集落は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。
- ・菅沼集落又はその周辺の建築行為等は、「南砺市五箇山景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



4 田園の眺望景観

田畑、農業施設、農家住宅等により構成される眺望景観。これら田園の眺望が阻害されないよう、農地を農業関係以外の用途の土地に変更しないことや、農家住宅等の農業関係の建築物を建築等する場合であっても現状の風景と調和した高さ、形態、色彩、敷地の植栽に配慮することが必要です。



(1) あさひ舟川 の 春の四重奏

ア 視点場関係

(視点場が舟川に面する地区内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・チューリップや菜の花の畑等は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・朝日岳麓の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・桜の樹木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(2) 東山円筒分水槽 から見る 田園

ア 視点場関係

(視点場が分水槽付近にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・ 田畑は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・ 東山円筒分水槽は国登録有形文化財であるため、現状変更する場合は「文化財保護法」の届出を行うこと。
- ・ 東山円筒分水槽周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・ 東山円筒分水槽や農業用水路は、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。



(3) 呉羽丘陵の梨畑

ア 視点場関係

(視点場が呉羽丘陵にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・ 梨畑は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・ 梨畑周辺の建築行為等は、「富山市景観計画」中の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に適合すること。



(4) 三乗の棚田

ア 視点場関係

(視点場が棚田にあるため、視対象関係と同じ。)

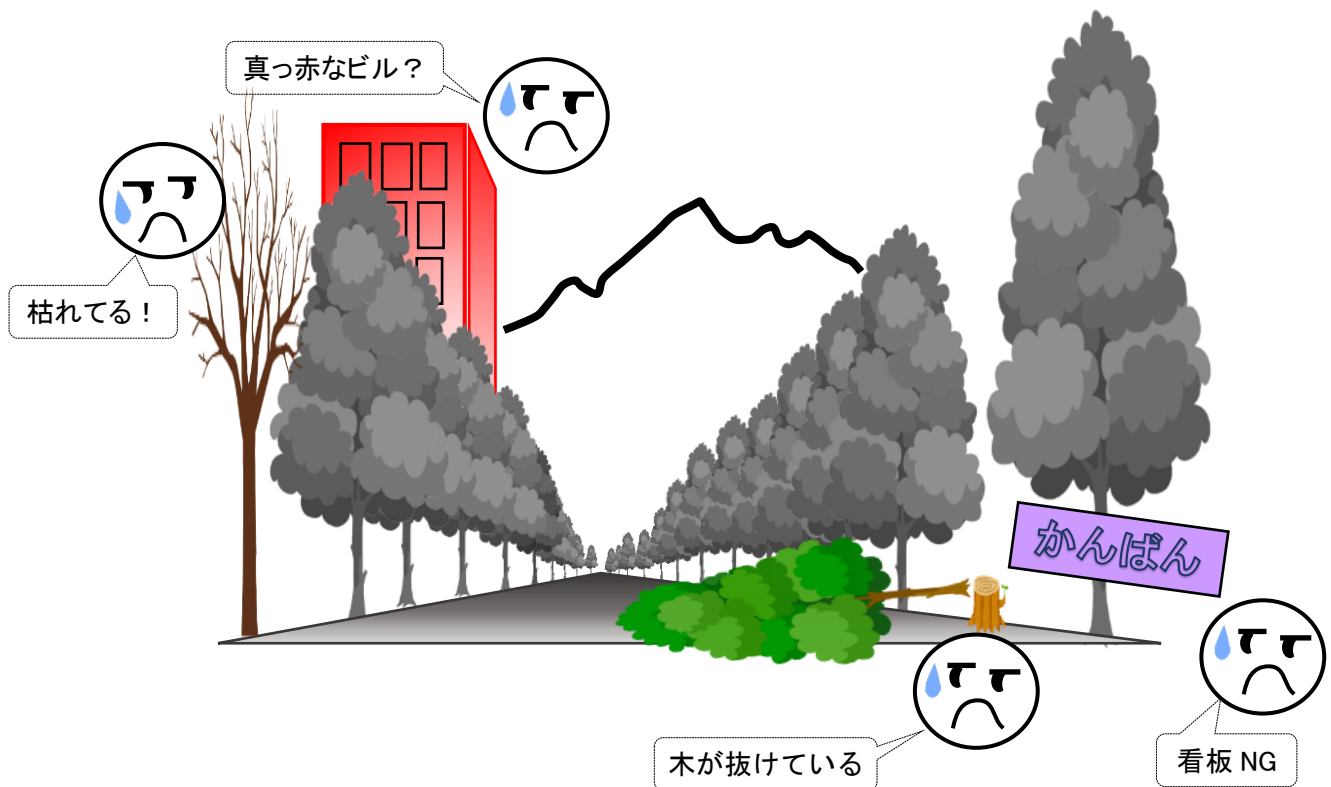
イ 視対象関係

- ・棚田は、「農地法」の農地転用許可を受けないで農地以外のものとしなないこと。
- ・棚田周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。
- ・農家住宅等の建築物は、定期的な状況調査や必要な修繕など適切な管理が行われていること。



5 並木の眺望景観

桜、銀杏等の樹木が立ち並ぶ眺望景観。並木が害虫防除など適切に管理されているとともに、眺望が損なわれるような樹木の伐採、建築物の新築及び屋外広告物等の設置を控える必要があります。



(1) 眼目山立山寺参道の 梅並木

ア 視点場関係

(視点場が参道にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・梅並木は大岩眼目県定公園内にあるため、身近な自然等に配慮し、眺望が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。
- ・梅並木は県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。
- ・梅並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・寺院と関係のない屋外広告物は設置しないこと。



(2) 松川べりの 桜並木

ア 視点場関係

(視点場が松川付近にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような樹木の伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(3) 富山縣護國神社前 の 銀杏並木

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・銀杏並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・銀杏並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・劔岳の稜線を切る高さの建築物の新築等により、並木等の眺望を損なわないこと。



(4) 常西用水プロムナードの桜並木

ア 視点場関係

(視点場が並木の通路上にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(5) 神通川さくら堤と塩の千本桜の並木

ア 視点場関係

(視点場が河川堤防上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・桜並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・桜並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。



(6) 瑞龍寺門前 から見る 八丁道

ア 視点場関係

(視点場が道路（歩道）上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・松並木は、眺望が損なわれるような伐採を行わないこと。
- ・松並木は、害虫防除など適切な管理が行われていること。
- ・松並木や灯籠等のある植栽帯は、除草など適切な管理が行われていること。
- ・国指定史跡（加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所））を遮る工作物を新築しないこと。



6 公園内の眺望景観

水、花や緑などを工夫して整備された公園の眺望景観。これら公園内の眺望を阻害する工作物の新築及び外観変更等を控えるとともに、公園内の工作物や植物等が適切に管理されていることが必要です。

(1) 富山県中央植物園 の 桜並木

ア 視点場関係

(視点場が植物園内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・樹木等の植物が適切に管理されていること。



(2) 海王丸パーク親水護岸 から見る ベイエリア

ア 視点場関係

(視点場が海王丸パーク内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・海王丸や橋等が適切に管理されていること。
- ・海王丸パーク周辺の発電施設等の工作物が適切に管理されていること。



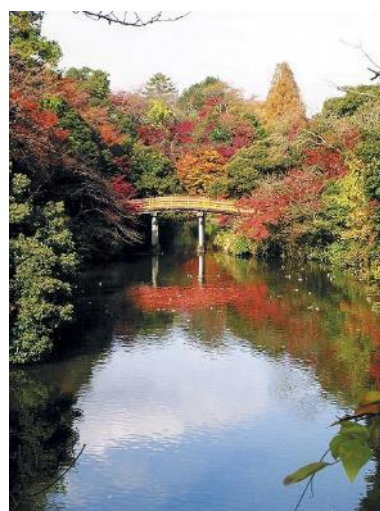
(3) 高岡古城公園 の お濠の紅葉

ア 視点場関係

(視点場が高岡古城公園(高岡城跡)内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・公園内の樹木、池、橋等が適切に管理されていること。
- ・高岡古城公園は高岡公園風致地区内にあるため、建築物の新築、木竹の伐採、土地の形質の変更等を行う場合は、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の許可を受けること。
- ・高岡城跡は国指定史跡であるため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の許可を受けること。



(4) チューリップタワー から見る 花の地上絵

ア 視点場関係

- ・視点場の施設は、定期清掃や修繕など適切な管理が行われていること。

イ 視対象関係

- ・公園内の草花、樹木等の植物が適切に管理されていること



(5) 頼成の森 の ハナショウブ苑

ア 視点場関係

(視点場が頼成の森内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・公園内の草花、樹木等の植物が適切に管理されていること。
- ・公園周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、森林法の許可を受けること。



(6) となみ夢の平スキー場 の コスモス畑

ア 視点場関係

(視点場がスキー場内にあるため、視対象関係と同じ。)

イ 視対象関係

- ・スキー場内の草花等の植物が適切に管理されていること。
- ・スキー場周辺の森林において、開発行為（1 ha 超）を行う場合は、「森林法」の許可を受けること。



7 その他

自然現象、生物発光、雪の造形、祭りなど特殊な眺望景観。

(1) 大町海岸公園 から見る 蜃気楼

ア 視点場関係

- ・公園が適切に管理されていること。
- ・視点場が国登録記念物である魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）のため、現状変更する場合は、「文化財保護法」の届出を行うこと。

イ 視対象関係

- ・海面の眺望が損なわれるような工作物を築造しないこと。



(2) 観光船 から見る ホタルイカ群遊海面

ア 視点場関係

(視点場が滑川市沖にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

(海面の生物の自然現象のため、特になし。)



(3) 室堂平 の 雪の大谷

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

(除雪した跡のため、特になし。)



(4) 片原町交差点 で見る 高岡御車山祭

ア 視点場関係

(視点場が道路上にあるため、特になし。)

イ 視対象関係

- ・高岡御車山祭の山車は国指定重要有形民俗文化財、行事は国指定重要無形民俗文化財であるため、適切に保存されていること。



(5) 氷見漁港 の けあらし

ア 視点場関係

- ・漁港が適切に管理されていること。

イ 視対象関係

- ・漁港沖の唐島が県指定天然記念物であるため、現状変更する場合は、「富山県文化財保護条例」の許可を受けること。



参 考 资 料

1 富山県眺望景観保全指針 関係法令等一覧

1	富山県景観条例
2	富山県大規模行為の景観づくり基準
3	立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準
4	富山市景観計画
5	高岡市景観計画
6	氷見市景観計画
7	砺波市景観まちづくり計画
8	南砺市五箇山景観計画
9	立山町大規模行為の景観づくり基準
10	富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例
11	高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例
12	とやま都市 MIRAI 地区 地区計画
13	八日町通り人と人とのうらおいのあるまちづくり協定
14	富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準
15	農地法
16	森林法
17	自然公園法
18	富山県立自然公園条例
19	富山県定公園規則
20	富山県自然環境保全条例
21	文化財保護法
22	富山県文化財保護条例
23	高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例
24	南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例
25	太陽光発電の環境配慮ガイドライン

2 各関係法令等中の主な関係条項等

	関係法令等	主な関係条項等
1	富山県景観条例	第13条(景観づくり住民協定)、第23条(大規模行為の景観づくり基準)、第32条(特定行為の景観づくり基準)、第37条(ふるさと眺望点の指定)
2	富山県大規模行為の景観づくり基準	(全て)
3	立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準	(全て)
4	富山市景観計画	第5章(良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)
5	高岡市景観計画	第6章(行為の制限に関する事項)
6	氷見市景観計画	第3章(市域全体に対する景観誘導策)
7	砺波市景観まちづくり計画	第3章(景観まちづくりの基本事項)
8	南砺市五箇山景観計画	第4章(良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)
9	立山町大規模行為の景観づくり基準	(全て)
10	富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第2条(許可を要する行為)、第4条(許可の基準)
11	高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第2条(許可を要する行為)、第4条(許可の基準)
12	とやま都市MIRAI地区 地区計画	(全て)
13	八日町通り人と人とのうらおいのあるまちづくり協定	(全て)
14	富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準	(全て)
15	農地法	第4条(農地の転用の制限)、第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
16	森林法	第10条の2(開発行為の許可)
17	自然公園法	第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)
18	富山県立自然公園条例	第20条(特別地域)、第24条(普通地域)
19	富山県定公園規則	第10条(保全のための配慮)
20	富山県自然環境保全条例	第11条(特別地区)
21	文化財保護法	第43条(現状変更等の制限)、第64条(登録有形文化財の現状変更の届出等)、第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)、第133条
22	富山県文化財保護条例	第11条(現状変更等の制限)
23	高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例	第30条(現状変更行為の許可等)、第31条(許可の基準)
24	南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例	第6条(現状変更行為の規制)、第7条(許可の基準)
25	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	(全て)

3 経緯

2002年(平成14年)9月	富山県景観条例制定
2003年(平成15年)4月	富山県景観条例一部施行
2004年(平成16年)4月	富山県景観条例全部施行
2006年(平成18年)3月	ふるさと眺望点(自然景観)11地点指定
2007年(平成19年)9月	ふるさと眺望点(四季の景観)11地点指定
2010年(平成22年)4月	ふるさと眺望点(都市(まち)の景観)8地点指定
2021年(令和3年) 3月	とやまビューポイント(ふるさと眺望点の愛称)30地点指定
10月12日	富山県景観審議会に眺望景観保全指針策定部会を設置
11月29日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第1回)開催
12月21日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第2回)開催
2022年(令和4年) 2月10日～3月3日	富山県眺望景観保全指針(素案)に対するパブリックコメント募集
3月17日	富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会(第3回)開催
3月29日	富山県眺望景観保全指針策定

4 眺望景観保全指針策定部会設置要綱

(設置)

第1条 富山県景観条例施行規則(平成15年富山県規則第21号)第23条第2項の規定に基づき、富山県景観審議会(以下「審議会」という。)に、眺望景観保全指針策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 眺望景観保全指針(以下「指針」という。)の検討及び策定に関すること。

(2) その他指針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、審議会委員及び専門員若干人の委員で組織する。

2 部会に属する審議会委員は、会長が指名し、専門員は、会長の推薦により、部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の議決)

第6条 部会が第2条の規定により定められた調査審議事項について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とすることができる。この場合において、部会で議決した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、土木部建築住宅課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

5 富山県景観審議会 眺望景観保全指針策定部会 委員名簿

氏 名	所属・役職
(部会長) 奥 敬一	富山大学 学術研究部芸術文化学系 教授 富山県景観審議会会長
鈴木 景二	富山大学 学術研究部人文科学系 教授 富山県景観審議会委員
(専門員) 野崎 博	富山県写真家協会 会長
柳 真子	専門学校 職藝学院 准教授 富山県景観審議会委員
(専門員) 吉川 信一	富山県美術連合会 常任相談役

(五十音順)

任期：令和3年10月12日～令和5年9月9日

